○国土交通省告示第八百六十号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十一条の九の規定により、同法第五十一条の四第二項第五号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第五十一条の十九第二号の規定により、公示する。

平成二十一年八月五日

国土交通大臣　金子　一義

一　登録番号　補・第1―㈠号

二　登録養成施設の名称　国土交通大学校

三　変更後の登録養成施設の長の氏名　伊藤　淳

四　変更年月日　平成二十一年七月十四日

○国土交通省告示第八百六十一号

独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）第十三条第二項及び第三項（同令附則第十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十六年国土交通省告示第七百七十二号（独立行政法人都市再生機構法施行令の規定に基づき、独立行政法人都市再生機構法の規定による支払金の支払期間、据置期間及び利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十一年八月五日

国土交通大臣　金子　一義

本則の表利率の欄中「一・七パーセント」を「一・五パーセント」に改める。

附則第三項の表中「一・九パーセント」を「一・七パーセント」に改める。

附　則

この告示による改正後の規定は、独立行政法人都市再生機構が平成二十一年七月十日以降に締結した独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号。以下「法」という。）第二十二条第四項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第百一条の十五第一項及び被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十二条第二項において準用する場合を含む。）及び法附則第二十二条第二項の規定による支払金に係る契約（以下単に「契約」という。）から適用し、独立行政法人都市再生機構が同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

○海上保安庁告示第二百二十七号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十一年八月五日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	伊万里湾九州液化瓦斯外航A
位置	
所在地	伊万里港浦ノ崎防波堤灯台（佐賀県伊万里市）の北東方約一・九キロメートル
北緯	三三―二一―〇六
東経	一二九―四八―二三
変更した事項	
位置	
所在地	佐賀県伊万里港（伊万里港浦ノ崎防波堤灯台の北東方約一・九キロメートル）
北緯	三三―二一―〇六
東経	一二九―四八―二三
灯質	モールス符号白光　毎一〇秒にU（・・―）
光度	実効光度七八カンデラ
光達距離	五・〇海里
記事	イ　灯質　不動白光 ロ　光度　二七カンデラ ハ　光達距離　三・五海里 ニ　高さ　平均水面上から灯火まで八・〇メートル ホ　設置場所　本灯の北北西方約一八〇メートル 二　九州液化瓦斯福島基地株式会社管理
変更年月日	平成二十一年四月三十日
名称	伊万里湾九州液化瓦斯内航B シーバース灯
位置	
所在地	伊万里港浦ノ崎防波堤灯台（佐賀県伊万里市）の北東方約一・八キロメートル
北緯	三三―二〇―五九
東経	一二九―四八―二八
灯質	モールス符号白光　毎一〇秒にU（・・―）
光度	実効光度七八カンデラ
光達距離	五・〇海里
記事	一　附属施設　副灯一個
変更年月日	平成二十一年四月三十日
名称	伊万里湾九州液化瓦斯内航C シーバース灯
位置	
所在地	伊万里港浦ノ崎防波堤灯台（佐賀県伊万里市）の北東方約一・九キロメートル
北緯	三三―二〇―五七
東経	一二九―四八―三三

○関東地方整備局告示第二百六十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年八月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月五日

関東地方整備局長　菊川　滋

道路の種類	一般国道
路線名	二百九十八号
道路の区域	
区間	市川市国分一丁目九四九番一から同市国分一丁目九五〇番一地先まで
変更前後別	敷地の幅員　延長
変更前	四〇・二一～五〇・五七メートル　〇〇・〇二三キロメートル
後	四七・一五～五六・六二　〇〇・〇二二
変更前	二二・八六～八六・八五
後	七四・六〇～八六・八五　〇〇・一四九
図面縦覧場所	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

○関東地方整備局告示第二百六十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年八月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月五日

関東地方整備局長　菊川　滋

路線名	二百九十八号
供用開始の区間	市川市東大和田二丁目三八四一番一地先から同市東大和田二丁目三八〇四番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）
図面縦覧場所	関東地方整備局及び同局首都国道事務所
供用開始の期日	平成二十一年八月五日

変更した事項	
位置	
所在地	佐賀県伊万里港（伊万里港浦ノ崎防波堤灯台の北東方約一・九キロメートル）
北緯	三三―二〇―五七
東経	一二九―四八―三三
灯質	モールス符号白光　毎一〇秒にU（・・―）
光度	実効光度七八カンデラ
光達距離	五・〇海里
記事	イ　灯質　不動白光 ロ　光度　二七カンデラ ハ　光達距離　三・五海里 ニ　高さ　平均水面上から灯火まで八・〇メートル ホ　設置場所　本灯の東南東方約七〇メートル 二　九州液化瓦斯福島基地株式会社管理
変更年月日	平成二十一年四月三十日